

日本福祉大学大学院社会福祉学研究科 授業科目履修規程

第1章 総則

（目的）

第1条 日本福祉大学大学院社会福祉学研究科（以下、本研究科という）の授業科目の履修ならびにこれに関する事項は、日本福祉大学大学院学則（以下、学則という）によるほか、この規程の定めるところによる。

第2章 修了要件

（心理臨床専攻）

第2条 本研究科心理臨床専攻修士課程を修了するためには、修士課程に2年以上在学し、別表1に示す所定の授業科目について41単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出しその審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、研究科委員会において適当と認めるときには、特定の課題の研究成果をもって修士論文の審査に代えることができる。

2 前項による授業科目は次の各号により修得する。

(1) 臨床心理基礎必修科目〔臨床心理学の基礎理論と基礎技法を学ぶ科目群〕より11科目25単位。

(2) 臨床心理選択必修科目を構成する5科目群〔臨床心理学研究法と統計的手法を学ぶ科目群、人格と発達を学ぶ科目群、心理臨床と社会の関わりを学ぶ科目群、心の病理と生涯発達を学ぶ科目群、心理療法と地域的援助を学ぶ科目群〕より各群1科目以上10単位以上。

(3) 研究指導科目〔修士論文執筆を中心に心理臨床の研究指導を行う科目群〕2科目6単位。

3 社会人であり、あらかじめ3年にわたる修学を希望する者は、研究科委員会の審議によりこれを認めることがある。

4 前項の取り扱いについては別に定める。

5 修士課程第2学年に留年したものが、前期終了後に修了条件を充足した場合、本人の申し出により前期修了を認める。

第3章 授業科目と履修方法等

（授業科目と履修方法等）

第3条 本研究科の授業科目、単位、学年配当、履修方法、履修条件は別表1のとおりとする。

（履修登録）

第4条 授業科目を履修し、単位を修得するためには、毎学年度当初の所定の期間に履修登録をしなければならない。

- 2 前項にも関わらず、後期復学学生並びに年度当初に履修登録を行わなかった者に限り、後期の所定期間に後期開講科目の履修登録を認める。また、やむをえない事情により、後期からの履修登録の変更を認める場合がある。
- 3 病気、その他やむをえない理由により所定の期間に履修登録できない場合は、直ちに届け出て指示を受けなければならない。

（履修の制限）

第5条 すでに単位を修得した同一科目を履修することはできない。

- 2 同一時限に開講する科目を履修することはできない。
- 3 科目群の学年配当に関わり次のような履修はできないものとする。
 - 1) 1年次の「臨床心理基礎実習」、「臨床心理実習Ⅰ-①」、「臨床心理実習Ⅰ-③」を修得していない者は、2年次の「臨床心理実習Ⅰ-②」、「臨床心理実習Ⅰ-④」、「臨床心理実習Ⅰ-⑤」、「臨床心理実習Ⅱ」の履修はできないものとする。
 - 2) 1年次の「心理臨床研究演習Ⅰ」を修得していない者は、2年次の「心理臨床研究演習Ⅱ」の履修はできないものとする。

（資格関係）

第6条 公認心理師受験資格を取得するためには、公認心理師法及び同法施行規則に定める、所定の要件を満たした者が、本研究科心理臨床専攻において所要の単位を履修しなければならない。資格取得に係る履修に関する規則は別に定める。

- 2 臨床心理士受験資格を取得するためには、本規程第2条に規定する本研究科心理臨床専攻の修了要件を満たし、修了しなければならない。

（既修得単位の認定）

第7条 本研究科入学前に大学院で修得した単位を、本人の申請により本研究科で修得した単位として認定することができる。

- 2 前項により認定できる単位は、本研究科に開講する授業科目と同一名称または同一・類似内容のもので、単位数が同等以上のものに限り、第8条及び第9条で認定する単位を含め、10単位を限度に算入することができる。

- 3 前項で算入する授業科目は、修士課程の演習科目並びに講義科目、若しくは修士課程の総合講義系とする。

（他の大学院で修得した単位の認定）

第8条 他の大学院において科目等履修生として修得した単位を、本人の申請により本研究科で修得した単位としてみなすことができる。

- 2 前項において認定できる単位は本研究科に開講する授業科目と同一名称または同一・類似内容のもので、単位数が同等以上のものに限り、第7条及び第9条で認定する単位を含め、10単位を限度に算入することができる。
- 3 前項で算入する授業科目は、修士課程の演習科目並びに講義科目、若しくは修士課程の総合講義系とする。

（他の研究科又は専攻で修得した単位の認定）

第9条 他の研究科又は専攻において修得した単位を、本人の申請により本研究科・専攻で修得した単位としてみなすことができる。

- 2 前項により認定できる単位は、許可された科目について第7条及び第8条で認定する単位を含め、10単位を限度として算入することができる。
- 3 前項で算入する授業科目は、修士課程の演習科目並びに講義科目、若しくは修士課程の総合講義系とする。

第4章 授業

（授業の形態）

第10条 本研究科における授業は、講義、演習、実習のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

- 2 授業の形態は、その開講期間に応じて以下の各号のとおり区分する。
 - (1) 通常授業は、週1回又は2回、通年ないし半期で開講する。時間割は年度はじめに発表する。
 - (2) 集中授業は、通常授業の開講日以外に開講する。科目、日程は年度はじめに発表する。
 - (3) 補充授業は、休講等やむをえない事情で授業が予定どおり終了しない場合に実施する。科目、日程等はその都度発表する。

（授業時間帯）

第11条 名古屋キャンパスでの授業時間帯は別表2のとおり定める。

（休講）

第12条 大学の行事または科目担当者のやむを得ない事情、及び地震・風水害、交通機関の運転中止等により休講する場合がある。

2 気象警報発令や交通機関の停止等による休講の扱いについては、日本福祉大学キャンパス別授業時間帯及び休講基準を定める規程の定めるところによる。

（授業の変更）

第13条 年度途中に、やむをえない事情で授業の日程や教室を変更する場合がある。変更についてはその都度掲示する。

第5章 規程管理

（規程の所管課室）

第14条 本規程の所管課室は、大学院事務室とする。

（規程の改廃）

第15条 本規程の改廃は、社会福祉学研究科委員会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

附 則

- 1 本規程は、1999年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、2000年4月1日から一部改正施行する。
- 3 本規程は、2001年4月1日から一部改正施行する。
- 4 本規程は、2002年4月1日から一部改正施行する。
- 5 本規程は、2003年4月1日から一部改正施行する。
- 6 本規程は、2005年4月1日から一部改正施行する。
- 7 本規程は、2006年4月1日から一部改正施行する。
- 8 本規程は、2007年4月1日から一部改正施行する。
- 9 本規程は、2009年4月1日から一部改正施行する。
- 10 本規程は、2010年4月1日から一部改正施行する。
- 11 本規程は、2011年4月1日から一部改正施行する。
- 12 本規程は、2013年4月1日から一部改正施行する。
- 13 本規程は、2014年4月1日から一部改正施行する。
- 14 本規程は、2015年4月1日から改正施行する。
- 15 本規程は、2018年4月1日から改正施行する。

16 本規程は、2019年4月1日から改正施行する。なお、2018年度以前の入学者は、従前の例による。

17 本規程は、2021年4月1日から改正施行する。

別表 1-(1)（第3条関係）社会福祉学研究科

心理臨床専攻修士課程授業科目

授業科目名		単位	学年 配当	履修 条件
臨床心理 基礎必修科目	[臨床心理学の基礎理論と基礎技法を学ぶ科目群]			
	臨床心理学特論	4	1	必
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2	1	必
	臨床心理面接特論Ⅱ	2	1	必
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	1	必
	臨床心理査定演習Ⅱ	2	1	必
	臨床心理基礎実習	2	1	必
	臨床心理実習Ⅰ-①（心理実践実習）	2	1	必
	臨床心理実習Ⅰ-②（心理実践実習）	4	2	必
	臨床心理実習Ⅰ-③（心理実践実習）	2	1	必
	臨床心理実習Ⅰ-④（心理実践実習）	2	2	必
臨床心理実習Ⅱ	1	2	必	
臨床心理 選択必修科目	[臨床心理学研究法と統計的手法を学ぶ科目群]			
	心理学研究法特論	2	1	各群 1科目 以上
	心理統計法特論	2	1・2	
	[人格と発達を学ぶ科目群]			合計 10 単位 以上
	人格心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2	1・2	
	教育臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2	1・2	
	[心理臨床と社会の関わりを学ぶ科目群]			合計 10 単位 以上
	社会心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2	1・2	
	犯罪心理および被害者支援特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2	1・2	
	[心の病理と生涯発達を学ぶ科目群]			合計 10 単位 以上
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	1・2		
発達臨床心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2	1・2		
[心理療法と地域的援助を学ぶ科目群]				

	心理療法特論 I	2	1・2	
	心理療法特論 II	2	1・2	
	投映法特論	2	2	
社会福祉関係 選択推奨科目	[臨床心理学の近接領域としての社会福祉基礎理論・社会福祉臨床を学ぶ科目群] ソーシャルワーク論	2	1・2	選
	精神保健福祉論	2	1・2	選
	福祉サービスマネジメント概論	2	1・2	選
公認心理師 選択必修科目	産業・労働心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2	1・2	選
	心の健康教育特論（心の健康教育に関する理論と実践）	2	1・2	選
	臨床心理実習 I -⑤（心理実践実習）	1	1・2	選
研究指導科目	[修士論文執筆を中心に心理臨床の研究指導を行う科目] 心理臨床研究演習 I	2	1	必
	心理臨床研究演習 II	4	2	必

別表2（第11条関係）

心理臨床専攻 修士課程

曜日	時限	時間
月曜日～金曜日	VI	18：25～19：55
	VII	20：05～21：35
土曜日 (通常授業)	I	13：40～15：10
	II	15：20～16：50
	III	17：00～18：30
土曜日・日曜日 (集中講義)	I	09：20～10：50
	II	11：00～12：30
	III	13：25～14：55
	IV	15：05～16：35
	V	16：45～18：15
	VI	18：25～19：55
	VII	20：05～21：35